

京都市告示第 124 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 7 月 11 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類                    市 道  
 供用開始の期日            告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
嵯峨水尾幹45 号線	右京区嵯峨水尾鳩ヶ巢21番地地先から	旧	メートル 192.90	メートル 2.30 ~ 3.50
	同町20番地の1地先まで	新	192.90	2.11 ~ 3.30
上板橋通	伏見区桃山町正宗52番地の6地先から	旧	377.60	4.00 ~ 8.05
	同区桃山町永井久太郎49番地地先まで	新	377.60	8.00 ~ 9.10
桃山経102号 線	伏見区桃山町正宗52番地の6地先から	旧	6.00	5.55 ~ 9.70
	同町52番地の8地先まで	新	6.00	6.20 ~ 9.70
桃山経153号 線	伏見区桃山町正宗12番地の2地先から	旧	70.90	6.00 ~ 8.00
	同町11番地の3地先まで	新	70.80	6.00 ~ 7.97

(建設局道路部道路明示課)